

令和4年度 第1回

瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

令和4年10月25日

西 多 摩 郡 瑞 穂 町

令和4年度 第1回 瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 令和4年10月25日(火) 午後1時30分から午後2時30分

2 場 所 瑞穂町役場1階ホール

3 出席者 会長 村上 文男
委員 根本 忠 委員 喜多 直子
委員 内野 好子 委員 高水 松夫
委員 栗原 教光 委員 山岸 茂之
委員 嶋田 求治 委員 渋谷 俊悦
委員 横田 克彦 委員 小山 和美
4 欠席者 委員 井垣 美穂

会議の説明に出席した者の職氏名

住民部長 野口 英雄 税務課長 峯岸 清
住民課長 山内 一寿 納税係長 川島 有人
健康課長 工藤 洋介 国保年金係長 吉岡 知希
健康係長 鈴木 隆太
国保年金係 吉岡 和彦

5 議 題 瑞穂町国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について

6 報告事項 (1) 令和3年度瑞穂町国民健康保険特別会計の状況について
(2) 令和4年度特定健康診査受診状況及び国民健康保険税の収納状況について
(3) 国民健康保険被保険者資格者証について

7 その他 今後の国民健康保険運営協議会開催予定日について

8 傍聴者 0名

9 配付資料 ① 会議次第
② (資料1) 令和3年度国民健康保険特別会計決算について
③ (資料2) 令和3年度国民健康保険医療費の給付状況
④ (資料3) 瑞穂町国民健康保険税の推移
⑤ (資料4) 令和4年度国民健康保険税・賦課限度額(8市町村の比較)
⑥ 健康課資料 令和4年度特定健康診査 受診状況(速報値)
⑦ 税務課資料 令和4年度国民健康保険税の収納状況(各年度9月末現在)

8 開 会 午後1時30分

(住民課長)

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
ただいまから令和4年度第1回国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。
私は国民健康保険の担当課長であります住民部住民課長の山内と申します。どうぞよろしくお願いたします。

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険の運営に関し必要な意見の交換や審議、さらに町長への意見の具申等を行うために設けられた協議会でございます。委員の構成としましては、公益を代表する委員、保険医を代表する委員及び被保険者を代表する委員で、それぞれ4名ずつ計12名で構成されております。

なお、当協議会は瑞穂町審議会等の設置及び運営に関する指針第7条により、原則公開するものとなっております。

今回から新たな任期となりましたので、最初に栗原副町長から委嘱状を交付させていただきます。副町長お願いいたします。

公益代表の「村上委員」お願いいたします。

(--- 副町長から村上委員へ委嘱状の交付 ---)

代表者1名に交付し、他の委員方には机上配付とさせていただきます。また、国民健康保険必携を配布させていただきましたのでご一読いただければと思います。

議題に入ります前に、栗原副町長からご挨拶を申し上げます。

(副町長挨拶)

(住民課長)

ありがとうございました。

本日は第1回目の協議会ですので、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、会議に先立ちまして、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

(---公益代表・保険医代表・被保険者代表・事務局の順に自己紹介---)

(住民課長)

ありがとうございました。

それでは議題に入ってくださいわけですが、本日は新しい任期の第1回目の運営協議会です。現在、会長が不在の状態となっておりますので、会長が決まるまでの間、住民部長が議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(住民部長)

会長が選出されるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。住民部長の野口です。

それでは、議題1「瑞穂町国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について」を議題といたします。

会長及び会長職務代理者の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定により、「公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」ことになっております。お配りしている名簿の上の欄の公益代表、村上委員、根本委員、喜多委員、内野委員の4名が公益を代表する委員でございます。会長及び会長職務代理者の選出方法については、指名推選の方法により選任したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(---「異議なし」の発言あり---)

(住民部長)

ご異議ないものと認め、会長及び会長職務代理者の選出につきましては指名推選の方法によることに決定いたしました。それでは、公益代表委員の4名の中からどなたかのご指名をお願いしたいと思います。

(根本委員)

公益委員で前任期中でも会長を務められた村上さんを推選したいと思います。

(住民部長)

ただいま、根本委員より、村上委員のご指名がございました。他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。特にご意見がないようですので、村上委員を会長に承認にすることにご異議ございませんか。

(---「異議なし」の発言あり---)

異議なしというお声をいただき、皆さんのご承認により村上委員に会長をお願いしたと存じますが、村上委員お引き受けいただけますでしょうか。

(村上委員)

はい。わかりました。

(住民部長)

ありがとうございます。それでは、会長には村上委員に決定させていただきます。会長が決まったところで、職務代理者をどなたかご指名いただければと思います。

(村上会長)

喜多委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(住民部長)

村上会長より喜多委員のご指名をいただきました。皆様方、ご承認いかがでしょうか。

(---「異議なし」の発言あり ---)

(住民部長)

ありがとうございました。異議なしということでございますので、会長職務代理者には喜多委員ということで決定させていただきます。

私の方はこれで議長の任を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(住民課長)

ありがとうございました。それでは、村上会長にごあいさつをお願いいたします。

(村上会長)

ただいま委員の皆様方からご推選をいただき会長という重責をお引き受けさせていただきました。国民健康保険は被保険者の構造的な要因から、非常に厳しい運営となっています。このような中、瑞穂町の国民健康保険を持続していくため、委員の皆さんと一緒にがんばって努力していきたいと思っております。ご協力の程よろしく申し上げます。

(住民課長)

ありがとうございました。

栗原副町長につきましては、このあと、公務がありますので、ここで退席させていただきます。

(--- 栗原副町長退席 ---)

(住民課長)

それでは、村上会長には議長席に移っていただき、以後の進行をお願いいたします。

(議長)

それでは、規程により議長を務めさせていただきます。議事進行がスムーズにいきますように皆様のご協力をよろしく申し上げます。

(議長)

瑞穂町国民健康保険運営協議会規則第十一条及び十二条で、会議録の作成と会議録署名について規程しており、署名は議長及び議長の指名する2人以上の委員が署名するものとなっております。名簿の上から順に2名ずつ指名させていただきますのでよろしく申し上げます。

本日の会議録署名委員には、根本委員と喜多委員をお願いいたします。

それでは、報告事項1「令和3年度瑞穂町国民健康保険特別会計の状況について」、事務局から説明願います。

(国保年金係長)

(--- 国保年金係長から配付資料の確認 ---)

それでは、瑞穂町国民健康保険特別会計の状況について説明いたします。

(国保年金係長説明)

以上で説明を終わります。

(議長)

以上で説明は終わりました。ご質問等ございましたら、申し上げます。

(委員)

健康保険税の見直しについて、財政健全化計画からすでに5年が経過し、その効果を評価すべきときではないか、現状はどうなっているのかお聞きしたい。

(国保年金係長)

財政健全計画に基づき保険税の改訂を行っているが、赤字の削減額を3%程度ずつ調定額ベースで上げていき赤字を解消している。令和元年度については、被保険者が1万人以下となったことにより、東京都からの交付金が減額されその影響で一般会計からの繰入金を増額しなければならない状況であった。財政健全化計画は、平成28年度の赤字額に対して税率を少しずつ上げて解消していくとしているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和4年度事業費納付金が増加している。当初の計画で1年ずつ赤字を解消していく計画からはずれてしまっている状況である。国からは財政健全化計画を短縮するとか、率をどのように変えて解消していくかが求められている。令和14年度で赤字を解消するという計画で進めているが、今後の納付金等の金額の変更を注視しているところである。現在の評価は当初の計画どおりになっていない。今後は、新型コロナウイルス感染拡大の影響及び被保険者の状況を見極め進めていきたい。

(委員)

了解した。

(委員)

どのような要因で交付金の金額が上下するのか。

(国保年金係長)

いわゆる東京都繰入2号と呼ばれるものであるが、自治体の規模により被保険者数が1万人以上と以下で算定の方法が変わる。一つの指標で、被保険者数が1万人以上の自治体であれば交付金が3千万円であったが、1万人以下となったことで3百万円と減っている。

(住民課長)

補足すると、令和元年度に被保険者数が1万人以下となった事で、前年度と比較して東京都の繰入金が5千万円から9百万円程度に減額されたことで、結果として一般会計からの繰入金を増額しなければならなかった。被保険者数だけでこれほど不利益が発生するのは問題であると考え、東京都へ訴えたところ、被保険者数が1万人以下となったことでここまで補助金が下がることは解消された。

(委員)

被保険者数が減る以外に交付金の額が変更となる要因はあるか。

(国保年金係長)

令和2年度から4つの保険事業の取り組みを行っている。この取り組みへの評価が点数化され、その点数によって交付金が増額されている。又、レセプト点検の状況・国保税の収納率によっても交付金が増減される。

(質問等確認)

(議長)

他に質問がないようなので次に、報告事項2「令和4年度特定健康診査受診状況及び国民健康保険税の収納状況について」、説明願います。

(健康課長説明)

(税務課長説明)

(議長)

以上で説明は終わりました。ご質問等ございましたら、お願いします。

(質問等確認)

(委員)

町の健康診査以外で、12月に職場の健康診査を受けた場合でも受診率に含まれるのか。

(健康課長)

例えば、町の被保険者である会計年度任用職員が健診の機会にその他、受診した結果を保健センターに提出することにより、その結果を受診率にカウントできる。人間ドックを受診した場合もその結果を提出し特定健診を受けたものとみなし受診者数にカウントしている。

(議長)

次に、報告事項3「国民健康保険被保険者資格証について」、説明願います。

(国保年金係長説明)

(議長)

以上で説明は終わりました。ご質問等ございましたら、お願いします。

(質問等確認)

(委員)

資格者証と短期証は同じような人が更新されるのか。

(国保年金係長)

保険税を滞納している方で、金額が35万円以上で特別な事情がない方が資格者証の対象となっている。実際に滞納を過去から繰り返している方が多い。その中で納税交渉を行って完納されている方もいる。短期証は2年に1度の保険証の更新時に収納状況を確認し、いつから滞納しているかにより3か月又は6か月の期間を区切った保険証を発行している。同じような方もいるが、資格者証とは違う。

(委員)

保険証の切り替えの時に相談があるということだが、相手の態度はどうか。

(国保年金係長)

保険証の更新時は国保年金係に来庁し、その後収納係と納付相談となるが、態度は様々である。納付の計画を立てることを進めている。その場で保険税を納める方もいる。2年に1度の保険証の更新時には、収納状況によって2年間の有効期限が短期証となるため、不都合と思われた方はその時点で国保税を納めて、通常の保険証を受け取る方もいる。

(委員)

資格者証と直接関係ないが、外国人が約900人いるが、この中で国民健康保険加入者は何人いるのか。

(国保年金係長)

令和4年3月31日時点で外国人のうち150世帯、人数は201人が国民健康保険に加入している。滞納状況の資料はない。住民登録上の国別ではベトナムの方が一番多いが、集団就労で入国しているため、国民健康保険加入者は少ない。

(議長)

他にご質問等、またはご意見等でもかまいません。何かありますか。

(委員)

団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行する方が多いと思うが、現在74歳が約600人、73歳が同じく600人いる。国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する方が多いと思われるが、影響はどうか。全体で25%が国民健康保険に加入しているが、今後加入者が8,000人を下回るのではないか。今後の推移はどうか。

(国保年金係長)

後期高齢者医療制度への加入により国民健康保険を喪失する方は増えていてここ2～3年がピークである。令和2年度は国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方が271人、令和3年度は362人と増加している。令和4年3月31日現在の被保険者は、70歳から74歳までで2,185人、率にして約27%である。後期高齢者医療制度へ移行するため国民健康保険の加入者は減少する。また社会保険の適用拡大で若年層の国民健康加入者が減少し、高齢者は後期高齢者医療制度へ移行するため全体的に被保険者数は減少していくものと見ている。

(議長)

よろしいでしょうか。報告事項についてはこれで終わりにしたいと思います。
次に、6その他について、事務局から何かありますか。

(国保年金係長)

今後の国民健康保険運営協議会開催予定日についてご説明します。今後の開催予定ですが、第2回協議会を12月12日月曜日午後1時30分より、第3回協議会を来年1月中と2回開催させていただきたいと思います。

(議長)

今後の開催予定についてご質問があればお願いします。それでは私から意見ですが、新型コロナウイルスの影響により書面で進めてきたことがあったが、今後も書面で対応できればお願いしたい。

(住民課長)

報告事項が多いときは書面で開催できるが、税率の改定等ご意見をいただくときは書面での開催は難しい。

事前に資料を配布出来れば会議を短時間で済ますことも可能になると思われるため、そのような工夫を図っていきたい。

(議長)

以上で本日予定されていた案件につきましては、全て終了いたしました。
皆様のご協力ありがとうございました。